

ツール・ド・九州2025開催に伴う事前プロモーション企画運営事業委託業務仕様書

1 委託業務名

ツール・ド・九州2025開催に伴う事前プロモーション企画運営事業委託業務

2 目的

ツール・ド・九州とは、九州ならではの自転車文化の醸成、サイクルツーリズム推進等を目的とした自転車国際レースである。令和5年に第1回大会（福岡県、熊本県、大分県ステージ）、令和6年に第2回大会（福岡県、熊本県、大分県ステージ）が行われ、第3回大会となるツール・ド・九州2025において、本県は大分県と令和7年10月13日に共同開催を行う。

本業務目的は、本県初開催となるツール・ド・九州2025宮崎・大分ステージ（以下、本大会という。）において、宮崎県民に対し、効果的にプロモーションを図ることにより、本大会の魅力を広く発信し、大会に向けた機運を醸成するものである。

3 業務概要

- (1) メディア及びWEBでのPR
- (2) 本大会をイメージできる体験型イベントの実施
- (3) PRブースの出展
- (4) ノベルティ、チラシの制作及び配布
- (5) のぼり、バナーの制作及び設置
- (6) 業務実施計画・報告等
- (7) その他

4 業務内容

- (1) メディア及びWEBでのPR

①時期

令和7年7月～10月中旬

②実施内容

メディアやWEBをとおして、県民に対して本大会や開催地の魅力を効果的に伝え、大会当日の観戦を促すこと。なお、以下の項目を必ず含めること。

ア：民放テレビ放送局でのテレビCM及び特集の放映 ※放映にあたっては以下の点に留意すること。

- ・本大会の県民向け及び交通規制情報の発信、特集の放映を実施すること。
- ・テレビCMに関しては県内の複数の放映局で放映し、委託者が用意した映像を使用すること。
- ・特集の放映は令和7年9月1日から令和7年10月12日までの間のよりPR効果が高い日時に放映し、受託者が用意した映像とすること。なお、既存番組内での特集コーナーでも構わない。

イ：新聞広告でのPR

新聞広告を活用し本大会のPR及び交通規制情報の発信を実施すること。

ウ：民放ラジオ放送局でのPR

本大会の県民向けPR及び交通規制情報の発信を実施すること。

エ：SNS等でのPR

SNSやWEB動画等で本大会のPRを実施すること。

(2) 本大会をイメージできる体験型イベントの実施

例：バーチャルサイクリング体験、サイクルロゲイニング

① 時期

令和7年7月～10月上旬

② 場所

延岡市内で訴求力を高めることができる任意の場所

例：ショッピングセンター、駅、市役所、商店街等

③ 実施内容

本大会をイメージできる体験型イベントの企画運営

(3) PRブースの出展

① 時期

令和7年7月～10月上旬

② 場所

延岡市を中心とした県内の複数箇所で実施

③ 実施内容

地元の方が多く集まる祭り等のイベントで、本大会をPRできるブースを出展し、ノベルティの配布等を行い、大会当日の観戦を促すこと。

(4) ノベルティ、チラシの制作及び配布

本大会に係るノベルティやチラシの作成及び配布を行い、事業の周知を図ること。ノベルティは本事業への参加者・来場者等への配布を目的とする。

(5) のぼり、バナーの制作及び設置

① 時期

令和7年7月～10月中旬

② 実施内容

関係機関と調整を行い、地元商店街や本大会開催ルート上などに期間を定めて設置し、機運醸成を図ること。

(6) 業務実施計画・報告等

受託事業者は、本事業の実施に必要な下記の業務を行うものとする。

① 業務実施計画の作成

② 事前調整

- ・関係機関との調整業務（各種イベント実行委員会・自治体・警察等）
- ・各種申請業務（道路使用、会場使用等）

③ 実施報告等の作成

- ・各イベント報告書の作成（広報内容等）
- ・記録写真の撮影、提出（データで可）
- ・SNS 閲覧者の統計データ集計

（7）その他

- ・進捗状況については、随時、委託者へ報告すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

6 成果物の提出

成果物については、次の形式により随時納品すること。

- （1）完了報告書（A4版）：紙媒体1部、電子データ（PDF形式）一式
- （2）展示物・ノベルティ等：別途指示するところによる。

提出先：ツール・ド・九州2025宮崎・大分ステージ推進委員会宮崎事務局宛て

（宮崎県商工観光労働部 観光経済交流局 スポーツランド推進課スポーツツーリズム推進担当）

7 企画提案書に盛り込む内容

- （1）企画提案者の概要
- （2）企画提案内容（イベント実施内容、実施場所、制作ノベルティ案等）
- （3）業務遂行人員体制及び業務スケジュール
- （4）国または地方公共団体等における同様の受注実績業務
- （5）見積額（概算及び内訳）

8 第三者委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で、必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。

9 その他

- ・本仕様書に定めのない事項または内容の変更が生じた場合は、発注者と受託者間で相互に協議の上、対応するものとする。
- ・本業務の執行に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ・成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- ・本事業で作成した記事・写真等は、原則として、ツール・ド・九州2025宮崎・大分ステージ推進委員会宮崎事務局（宮崎県スポーツランド推進課）宛てに二次利用が可能な形式でデータ提供し、宮崎県が二次利用することを了承すること。なお、二次利用が不可の場合は、発注者と協議すること。